

RFS 発 29 第 7 号

平成 29 年 10 月 23 日

原子力規制庁 緊急事案対策室長 殿

リサイクル燃料貯蔵株式会社

防災安全部長 鈴木 一司

『「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」等の施行に伴う通報等の運用について（事務連絡：平成 29 年 8 月 1 日）』（以下、「事務連絡」という。）に関する調整状況及び原子力事業者防災業務計画の修正届について

謹啓 平素より弊社事業につきましても、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

早速ではありますが、貴庁発事務連絡への弊社対応については、現在、弊社リサイクル燃料備蓄センターが事業開始前のため、当該施設の原子力事業者防災業務計画が未施行であることから、実運用を行っておりません。そのため、今般ご連絡頂きました「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の施行日（平成 29 年 10 月 30 日）迄の原子力事業者防災業務計画の修正は行わず、毎年度実施しております修正に、本施行内容を包含する事とさせていただきます。

なお、本件については、事前協議先である青森県及びむつ市への了解を得た上での回答となります。

敬具

